

(様式)

# 吉田東・吉田中地域実質化された京力農場プラン

市町村名	地域名 (該当集落名)		当初作成年月	更新年月
亀岡市	吉川町	吉田東・吉田中	令和2年6月	

## 1 集落（地域）が目指す姿

### (1) スローガン

魅力ある小規模農家の営農維持

### (2) 今後の地域農業のあり方

#### 課題

- ・兼業農家が多く、高齢化や後継者不足により営農維持が困難な世帯が増加している。一方、専業農家で地域営農の担い手となる人材が少ない。
- ・ほ場整備の割合が低く、小規模な耕作地ばかりのため、大型機械による効率化の推進が困難な地域である。
- ・地域中核的担い手である農事組合法人の安定的な運営に努める必要がある。

今後、集落（地域）として取り組もうとする内容（該当部分に○印を記入「複数記入可」）

① 他集落との連携	<input type="radio"/>	② 新規就農促進・後継者育成	<input type="radio"/>	③ 高収益作物の導入・拡大	
④ 低コスト化	<input type="radio"/>	⑤ 営農組織の設立・法人化		⑥ 経営の複合化	
⑦ 6次産業化		⑧ 企業の農業参入(地域参入)		⑨ その他	

#### 取組内容

- ・農事組合法人吉田を中心に地域農地の集積を図るとともに、耕作放棄地の防止に努める。
- ・農業用機械及び農作業の共同化により、低コスト化・省力化を図る。
- ・農業の後継者を育成及び支援する。
- ・自家用畑作等をつうじて地域のコミュニケーションの活性化と健康の維持に努める。

### (3) 産地づくり計画

#### ① 現 状（令和2年度）

作 目	生産面積 h a	生産額 千円	備 考
[土地利用型]			
・ 水稻	7.82	7,137	
・			
・			
[野 菜]			
・ 販売用野菜	0.92	6,085	
・ 自家用野菜	0.50		
・			
・			
・			

#### ② 目 標（令和6年度）

作 目	生産面積 h a	生産額 千円	備 考
[土地利用型]			
・ 水稻	9.11	8,199	
・ 加工用米	2.90	2,175	
・			
[野 菜]			
・ 販売用野菜	1.15	11,004	
・ 自家用野菜	0.50		
・			
・			
・			

※ 目標年度については、地域の実情に応じ、農地利用など地域の将来像を議論する上で必要な、現状から概ね5～10年後を記載する。  
以下の目標年度についても同様とする。

#### ③ 地域の特産物づくりの取組方針

・ 品 目	①特徴ある美味しい米づくり ②加工用米（京の輝き）の生産取組
・ 普及方法	①低農薬による米づくり ②法人が農地利用集積契約を締結した農地については加工用米の栽培を推進する。
・ 販売戦略	①消費者に直接販売する販路を開拓する。 ②JAとの連携

(4) 将来の農地利用のあり方

- 地域農地を自助、互助の精神のもとに保全管理する。
- 農事組合法人吉田を介して地域の農地の保全維持を図る。

(5) 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針

- 地域に居住しない耕作者が稲作の委託を希望するとき、及びまとまりのある形で農地を利用することが効率的な場合、農地中間管理機構を活用する。

(6) 耕作放棄地の解消に向けた取組

- 地域コミュニティの連携の良さを活かし、耕作放棄されそうな農地の情報把握に努める。
- 農事組合法人吉田が耕作放棄される前に農地所有者と農地の保全について話し合う。
- 地域の農地は地域に居住する者（法人を含む。）が協力・連携して保全管理に努める。
- 農事組合法人吉田が地域の中心経営体として、担い手の支援及び育成に努める。

(7) 目標達成までのプロセス

年 度	取組方針	具体的な内容
2年度	営農継続	農業用倉庫の建設。作業受託面積の増。
3年度	営農継続	乾燥機及び精米機の整備。作業受託面積の増。
4年度	営農継続	作業受託面積の増と加工用米の栽培。
5年度	営農継続	ドローンの整備。トラクターの更新整備。受託面積の増と加工用米の栽培。
6年度	営農継続	作業受託面積の増と加工用米の栽培。

## 2 集落（地域）の農業構造

### (1) 農業就業状況(担い手別)

#### ① 現 状 (令和2年度)

項目	農業者数	年齢別						組織数				
		～34才	～44才	～54才	～64才	～74才	～84才	85才～	任意組織	農業法人		
集落（地域）の全体数	20		2	1	6	9	2		4	3	1	
中核的担い手	中心経営体	認定農業者（法認定）								1		1
		認定新規就農者										
		集落営農組織*1										
		基本構想水準到達者										
	その他	市町村認定農業者（地域認定）										
		その他の中心となる経営体*2										
	中心経営体計									1		1
中核的担い手計									1		1	

\*1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号八に定める組織（以下「担い手経営安定法」という。）

\*2・・・その他の中心となる経営体がある場合は、欄外にその定義を記載すること

#### ② 計 画 (令和6年度)

項目	農業者数	年齢別						組織数				
		～34才	～44才	～54才	～64才	～74才	～84才	85才～	任意組織	農業法人		
集落（地域）の全体数	20			2	1	6	11		4	3	1	
中核的担い手	中心経営体	認定農業者（法認定）	2		2					1		1
		認定新規就農者										
		集落営農組織*1										
		基本構想水準到達者										
	その他	市町村認定農業者（地域認定）										
		その他の中心となる経営体*2										
	中心経営体計	2			2					1		1
中核的担い手計	2			2					1		1	

\*1・・・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号八に定める組織（以下「担い手経営安定法」という。）

\*2・・・その他の中心となる経営体がある場合は、欄外にその定義を記載すること

(2) 中核的担い手の概要

属性	中核的担い手 (氏名) (集落名)	経営者・代表者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状[令和2年度]		計画[令和6年度]		農地中間管理機構からの借入希望の有無	取組内容	活用が見込まれる施策
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha, 頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha, 頭数等)			
認農法	農事組合法人吉田 (吉田東集落)	73才	14名	有	稲作(経営面積) 稲作(受託面積)	1.86 6.88	稲作(経営面積) 稲作(受託面積)	2.90 9.11		①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
認農	A (吉田東集落)	42才	名		販売野菜 稲作	0.52 (0.19)	販売野菜 稲作	0.52 (0.19)		①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
認農	B (吉田東集落)	41才	名		販売野菜	0.40	販売野菜 稲作	0.63 (0.45)		①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥ ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦
経営規模計(ha)						9.66		13.16			

※ 1：「属性」欄には、個人の認定農業者（法認定）は「認農」、法人の認定農業者（法認定）は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、基本構想水準到達者は「到達」、個人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農」、法人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農法」、担い手経営安定法第2条第4項第1号ハに定める法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織は「集」と記載する。

※ 2：「経営規模」欄には、プランの対象地区内における中核的担い手の経営面積と農作業受託面積を分けて記載する。

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(3) 近い将来農地の出し手となる者と農地

近い将来農地の出し手となる農業者(氏名)	年齢	現状[令和2年度]		令和6年度		利用しなくなる農地面積(ha)	うち農地中間管理機構への貸付け希望の有無		備考 (今後の役割等)
		経営内容 (作目)	経営規模 (ha, 頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha, 頭数等)		農地面積 (ha)	貸付等時期	
C	73才	田	0.08	田	0	0.08	0.08	令和3年以降	認定農業者が受託
D	70才	田	0.55	田	0	0.55	0.55	令和3年以降	農事組合法人吉田が受託
E	75才	田	0.49	田	0	0.49	0.49	令和3年以降	農事組合法人吉田が受託
F	65才	田	0.15	田	0	0.15	0.15	令和3年以降	認定農業者が受託
経営規模等計(ha)			1.27		0	1.27	1.27		

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(参考) その他の農業者の状況

経営内容(作目)ごとの経営体数	経営規模の合計 (ha, 頭数等)	現状と今後の見込み	備考

(4) 地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている / 担い手はいるが十分ではない / 担い手がいない

(5) 耕地面積及び農地利用状況

① 耕地面積(現状令和2年度)

耕地面積								中核的担い手への地域内の集積等面積(上段ha 下段%)			
(ha)	耕作放棄地	水田	耕作放棄地	畑	耕作放棄地	樹園地	耕作放棄地	水田	畑	樹園地	
22.17	0.00	21.17	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	9.66 43.5	9.66 45.6	0 0	0 0
								うち、中心経営体の面積	9.66 45.6	0 0	0 0

\*中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

② 耕地面積(計画令和6年度)

耕地面積								中核的担い手への地域内の集積等面積(上段ha 下段%)			
(ha)	耕作放棄地	水田	耕作放棄地	畑	耕作放棄地	樹園地	耕作放棄地	水田	畑	樹園地	
22.17	0.00	21.17	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	13.16 59.4	13.16 62.2	0 0	0 0
								うち、中心経営体の面積	13.16 62.2	0 0	0 0

\*中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

③ 対象集落(地域)の現状

a	地区内の耕地面積	22.17 ha
b	アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	12.94 ha
c	地区内における 65歳 以上の農業者の耕作面積の合計	9.27 ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.71 ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.93 ha
d	地区内において今後中核的担い手が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.50 ha
e	地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.50 ha
(備考)		

※1:cの「65歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載すること。

※2:d及びeの面積は、上記の該当する区分の計画の合計から現状の合計を差し引いた面積を記載すること。

※3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載すること。

※4:話し合いに活用した地図を添付すること。

(6) 対象地区内における中核的担い手(中心経営体)への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>農業用機械及び農作業の共同化を目的に設立した農事組合法人が地域の農地の保安全管理に努める。</li> </ul>
---

※ 中核的担い手への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定しているが、その「集落」の範囲は、話し合いが可能な範囲で、地域の実情に応じ柔軟に設定することも可能とする。



### 3 集落（地域）営農推進体制

#### (1) 農地利用調整の組織

・ 現 状	吉田西・吉田中・吉田東・穴川農家組合で構成する吉川町営農組合。
・ 計 画	引き続き、吉川町営農組合で担う。

#### (2) 農作業受託などの作業調整組織

・ 現 状	個人対個人の契約により作業を受委託している。
・ 計 画	吉田東・吉田中農家組合の会員（農業者）は、中核的担い手の農事組合法人吉田に出資するとともに、農作業の省力化及び効率化のため、同法人に地域農地の集積を図る。

#### (3) 農業用施設管理体制（農道、水路、ポンプなど）

・ 現 状	各農家組合で管理している。
・ 計 画	吉田東及び吉田中地域の農業用施設については、農事組合法人吉田が管理する。ただし、吉田西及び穴川地域については、引き続き各農家組合で管理する。

※（１）～（３）に関する組織図を添付してください。

### 4 目指す姿を達成するために必要な農業用機械・施設等整備事業計画 （機械、施設、農地、農道、水路、ポンプ、耕作放棄地解消対策など）

事業主体	取 組 内 容	必要な機械・施設	実施事業	実施年度				
				2	3	4	5	6
農事組合法人 吉田	作業の効率化。省力化を図るため、農業用倉庫を建設するとともに、必要な設備の整備を図る。	農業用倉庫の建設	新集落営農総合対策事業	○				
		乾燥機・精米機の整備	新集落営農総合対策事業		○			
		トラクターの更新・ドローンの整備	新集落営農総合対策事業				○	

本プランをそのまま公表する場合、特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得るなど個人情報保護条例等に抵触しないようにすること。なお、本人の同意が得られない場合等には、個人が識別されないよう留意すること。